

令和3年5月24日
住宅局市街地建築課

マンションの老朽化等に関する基準について検討します
～要除却認定基準に関する検討会（第2回）の開催～

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正により、老朽化したマンションなど、要除却認定*の対象となるマンションの類型が拡充されました。このマンションの老朽化等に関する具体的な基準を議論するため、第2回検討会を次のとおり開催します。

※マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条に基づく認定

1. 日時：令和3年6月7日（月）17時～19時
2. 会議形式：Web会議
3. 主な議題（予定）：
マンションの除却の必要性に係る認定基準（要除却認定基準）について
4. 委員：別紙のとおり
5. 傍聴等：
 - ・会議は公開にて行いますが、傍聴はWeb上のみとします。
 - ・Web会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1社（団体）につき1名までとします。また、希望者多数の場合は先着順とします。
 - ・Web上での傍聴を希望される方は、令和3年6月2日（水）12時までに、以下のとおりメールにてご連絡ください。
件名：【傍聴希望】第2回 要除却認定基準に関する検討会
本文：氏名（ふりがな）、所属、メールアドレス、直通電話番号
送信先：hqt-mansion★gxb.mlit.go.jp（★を@に変えて送信してください）
傍聴の可否については、6月4日（金）中にご連絡します。

6. その他

会議資料及び議事要旨は、後日国土交通省ホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000057.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 企画専門官 高橋(宏)
技術係長 高橋(祥)
代表：03-5253-8111